諮問番号：令和２年度諮問第２３号

答申番号：令和２年度答申第３３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年５月２４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

資力がないにもかかわらず返還金を求められているため、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人が受給した遡及年金について

本件についてみると、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（１）のとおり、年金受給権は、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされていることから、審査請求人が遡及して年金受給権を取得した平成２３年８月から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなり、処分庁は時効期間を除いた平成２６年６月から支給した保護費相当額を返還対象としたものと認められ、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

（２）費用返還額の決定について

審査請求人は、資力がないにもかかわらず返還を求められた旨主張しているが、法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

本件についてみると、審査請求人には必要であるとして保護が行われたが、後に、審査請求人が企業年金連合会老齢年金（以下「本件企業年金」という。）を受領したことにより、その資力を現実に活用することができる状態になったため、処分庁は、支給した保護費に相当する額の返還を事後的に求めたもので、処分庁は、法第４条第１項、第５条、第６３条及び問答集の問１３の６の答（１）に照らし、本件処分を行ったものと認められ、審査請求人の主張は採用できない。

（３）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年１２月　３日　　　諮問書の受領

令和２年１２月　４日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１２月１８日

口頭意見陳述申立期限：１２月１８日

令和２年１２月２１日　　　第１回審議

令和２年１２月２２日　　　審査請求人に対する主張書面等の提出期限再通　　　　　　　　　　　知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１月１３日

口頭意見陳述申立期限：１月１３日

令和３年　１月１９日　　　第２回審議

令和３年　１月２０日　　　審査請求人に対する主張書面等の提出期限再々通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月３日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：２月３日

令和３年　２月１６日　　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護の補足性」について、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）問答集の問１３の６の答（１）は、「（前略）年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成５年４月１３日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２９年１１月２２日の記録票には、処分庁は審査請求人に対して、他法活用優先により、本件企業年金の受給に係る手続をしなければならないこと及び、受給した場合は、年金は収入となるため、保護費から差し引かれることを説明していることが記載されている。

（３）平成３０年２月１４日のケース記録票には、保護費から受給した年金の額を差し引かれるのに納得がいかないという審査請求人の主張に対して、処分庁が保護のしおりに基づき再度説明したことが記載されている。

（４）平成３１年４月１７日付けの企業年金連合会年金サービスセンター長からの「生活保護法第２９条の規定による調査について（回答）」には、「年金額」の欄に「年額３７，６８７円」、「支払状況」の欄に「初回支払　平成３１年４月　２７０，０９１円　＊直近支払、遡及分（平成２３年８月～平成３０年９月分）」と記載されている。

（５）令和元年５月２４日付けで、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行った。本件処分の決定通知書の「３　返還決定理由」の欄には、「あなたは、平成２３年８月分から同３０年９月分までの企業年金２７０，０９１円を同３１年４月１日に遡及受給しました。そのため、平成２６年６月から同３１年３月までに支給した保護費のうち２７０，０９１円については生活保護法第６３条の規定により「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当しますので同法同条に基づき費用返還を決定します。」と記載されている。

（６）令和元年７月３０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、資力がないにもかかわらず返還を求める本件処分は取り消されるべきであると主張する。一方で処分庁は、この「資力があるにもかかわらず保護を受けた」とは、審査請求人が本件企業年金の受給権を有しており、処分庁から受給の手続を行うよう再三の指導を受けていたにもかかわらず、そのことに日時を要したため、資力があるにもかかわらず保護を受けることになったことを意味するものであり、本件処分は違法又は不当なものではないと主張する。

（２）法第６３条について、最高裁昭和４６年６月２９日第三小法廷判決（民集２５巻４号６５０頁）は、法第４条第１項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条第３項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであり、当該保護受給者において、その資力を現実に活用することができる状態になったのであれば、法第６３条により保護費の返還義務が課せられるべきものと解するのが相当である旨述べている。また、このような解釈は、法第４条が保護の補足性の原理を定め、保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定していること（同条第１項）とも整合するものというべきである。そして、企業年金は、裁定請求の有無にかかわらず、その支給事由が生じた日に受給権が発生するものであり、当該年金の受給権は、支給事由が生じた日から客観的に存在し、受給者に帰属するため、法第６３条の「資力」に該当すると言える。

（３）これを本件についてみると、審査請求人は、平成２３年８月に厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく本件企業年金の受給権を取得し、平成３１年４月に、平成２３年８月分から平成３０年９月分までの企業年金を遡及して受給したものである。審査請求人は、平成５年４月に保護開始が決定され、平成２３年８月の時点で本件企業年金の受給権という資力があったにもかかわらず、その資力を活用せずに保護を受けており、平成３１年４月に当該資力が現実に活用することができる状態になったものとして、法第６３条を適用し、本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

（４）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲